

～企業間の円滑なデータ交換の実現にむけて～

## CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針

ASP と ASP 間におけるデータ交換および CI-NET LiteS 導入済み企業と  
複数の ASP との間におけるデータ交換について

第 1 版

平成 14 年 2 月

財団法人 建設業振興基金  
建設産業情報化推進センター



## 1. 背景

建設産業情報化推進センター（以下、推進センター）は「CI-NET LiteS 実装規約（以下、実装規約）」を公表し中堅・中小企業にまでインターネットを利用して標準化された方法による電子データ交換（以下、EDI）の拡大を目指している。

従来、CI-NET LiteS では取引当事者間において相対で EDI を行うことを基本としてきたが、ASP 事業者が CI-NET LiteS 対応のサービスを提供し始めたことにより、従来の相対による EDI 方式に加え ASP 事業者を介する EDI が開始されるに至り CI-NET LiteS 実装の多様性がもたらされた。その結果、各社のシステム化状況に応じた CI-NET LiteS の利用が可能となり、EDI 導入への汎用性がもたらされるようになった。

推進センターにおいてはこのような状況に対処するために、平成 13 年 1 月に「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針 第 1 版」、平成 14 年 3 月に「第 2 版」、更に平成 14 年 9 月に「第 3 版」を公表し、既存の CI-NET LiteS パッケージとの間で円滑なデータ交換を実現するために必要となる事項を指針として提示してきた。

しかしながら今般、複数の ASP 事業者がサービスを開始するに至り、ユーザが複数の ASP に加入することなく EDI を行うためには、ASP と ASP 間あるいは CI-NET LiteS 導入済み企業と複数の ASP との取引データのやり取りが求められる。そこで、このような状況に対処するために必要な要件を明確化すべく本指針を策定した。

## 2. 目的

本資料は、CI-NET が狙いとしてきた「CI-NET LiteS を利用した EDI においては、実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能」という基本方針を実現するため、ある ASP の会員企業が他の ASP の会員企業との間で EDI を行う場合、あるいは CI-NET LiteS 導入済み企業がその企業とは未接続の ASP に加入している企業と EDI を行う場合において、EDI を可能とするためのシステムおよび運用に係る事項（図 1 「本指針対象」部分）について指針を提示するものである。

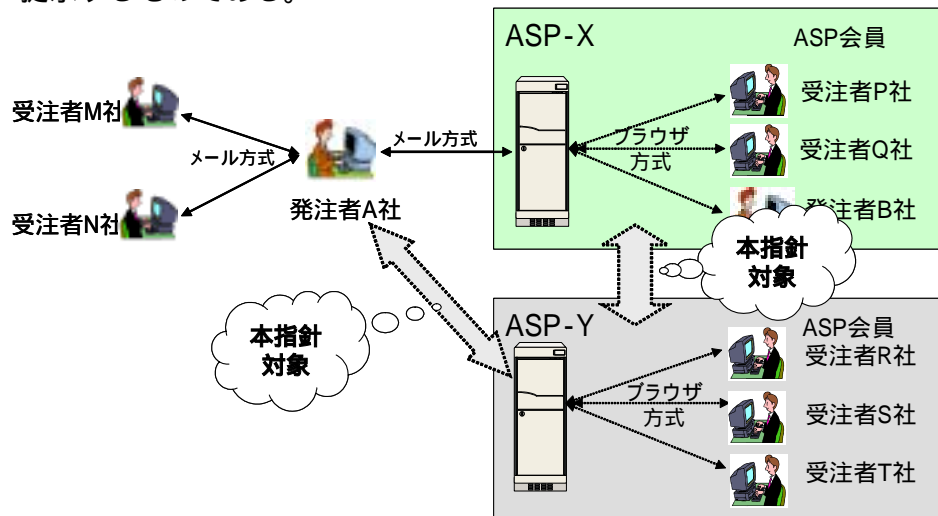


図 1 本指針対象の概念図

### 3. 指針

複数の ASP 事業者の出現により、新たな CI-NET LiteS による EDI を利用するケースが想定されるようになってきた。ここでは以下の 2 ケースについて、その実施に係る指針を示す。

- (1) 異なる ASP の会員間で EDI を行うケース
- (2) CI-NET LiteS 導入済みの企業が接続中の ASP とは異なる ASP に加入している企業と取引を実施するケース

#### (1) 異なる ASP の会員間で EDI を行うケース

異なる ASP を利用する企業間で EDI を行うためには、双方の企業が加入するそれぞれの ASP 間で取引データのやり取りが可能となるよう、以下の項目に係るシステム対応を行うものとする。

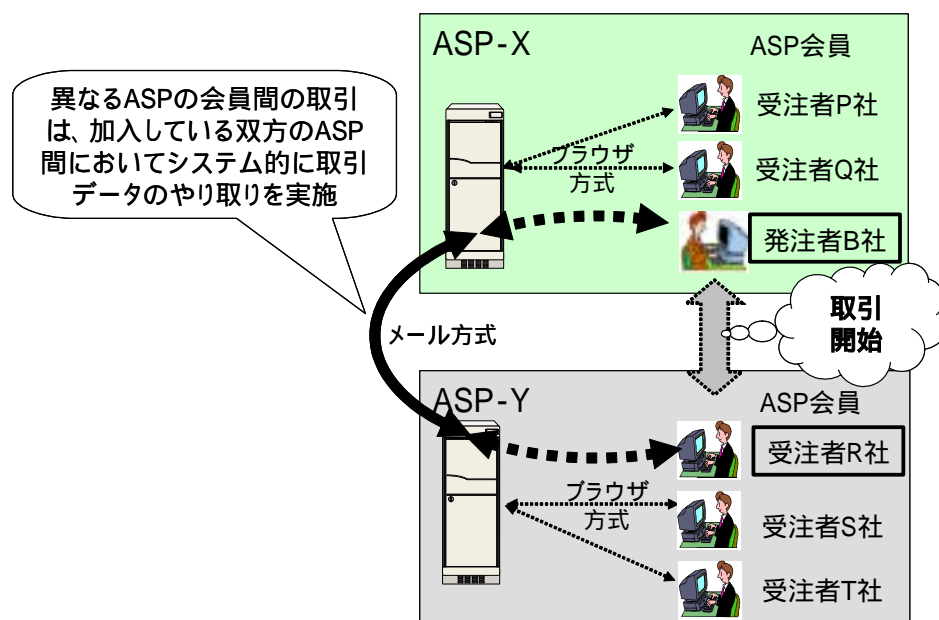


図2 異なる ASP の会員間の EDI の概念図

異なる ASP の会員間の取引を仲介する ASP 事業者

異なる ASP を利用する企業間での取引経路において、取引当事者双方の企業が加入する ASP 事業者だけが仲介する EDI 方式とする。

ASP と ASP 間で使用する通信プロトコル

ASP と ASP 間では、実装規約に規定する電子メール方式で行う。その際、メール・ヘッダの送信者 (From 行) 受信者 (To 行) の設定は、以下のとおりとする。

From 行 : 送信側 ASP のメールアドレス

To 行 : 受信側 ASP のメールアドレス

### ASP と ASP 間での暗号化方式

ASP と ASP 間では、実装規約に規定する公開鍵暗号方式を使用する。その際、送信企業が加入する ASP 事業者は、受信企業が加入する ASP 事業者の公開鍵を使用して送信するメッセージの共通鍵を暗号化する。

### 受信確認メッセージの取り扱い

ASP 会員が異なる ASP の会員にメッセージを送信する場合、そのメッセージに対する受信確認メッセージの電子署名の取り扱いは、以下のいずれでもよいものとする。

- a. 受信企業は、自社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信
- b. 受信側の ASP 事業者は、自社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信

### 伝送経路上の ASP の責任分界点

CI-NET LiteS による EDI の伝送経路上の責任分界点は、以下のとおりとする。

- a. 送信側の ASP 事業者：図 3 (イ) の範囲
- b. 受信側の ASP 事業者：図 3 (ロ) の範囲

ただし、ASP 事業者と当該 ASP の会員との間の責任範囲については、ASP 事業者により異なることがあり得る。

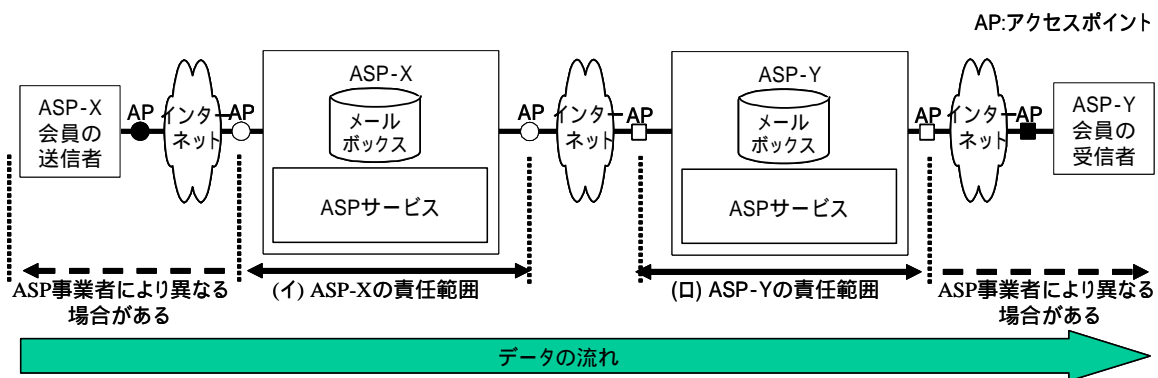


図 3 伝送経路上の責任分界点

(2) CI-NET LiteS 導入済みの企業が接続中の ASP とは異なる ASP に加入している企業と取引を実施するケース

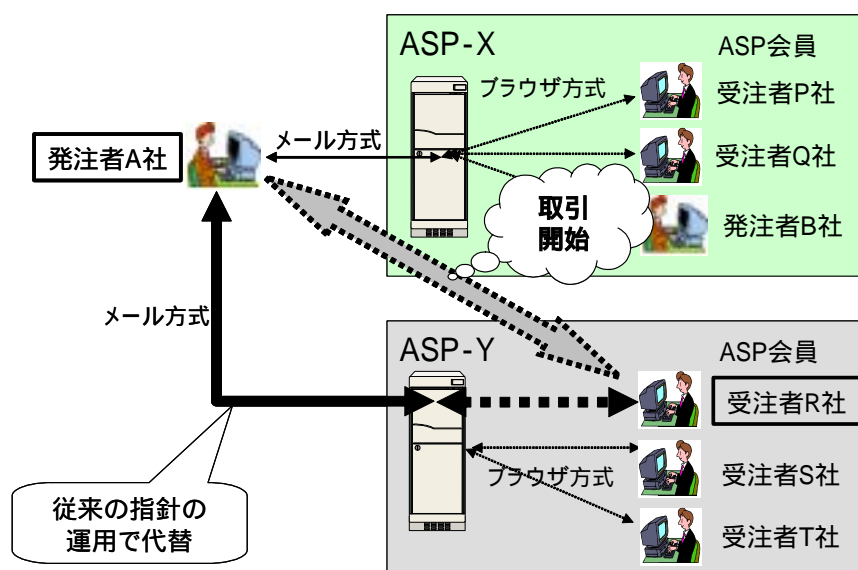


図4 CI-NET LiteS 導入済み企業と ASP 会員間の EDI の概念図

CI-NET LiteS 導入済みの企業（CI-NET LiteS 対応のパッケージあるいは自社開発システムを所有する企業）が、接続中の ASP とは異なる ASP に加入している企業と取引を実施する場合、既策定済みの「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針」の規定に従い取引先企業が加入する ASP と直接接続する運用とする。

例えば、図4のCI-NET LiteS 導入済み企業A社が、ASP-Xとは接続済みだがASP-Yとは未接続の状態ではASP-Y会員R社とEDIを行うおうとする場合、A社は直接ASP-Yと接続する運用でEDIを行うものとする。なおCI-NET LiteS 導入済みの企業は、発注者、受注者いずれの場合もあり得る。例えば、図4のCI-NET LiteS 導入済み企業A社が受注者であっても、上記の運用が摘要される。

## 指針に関する解説



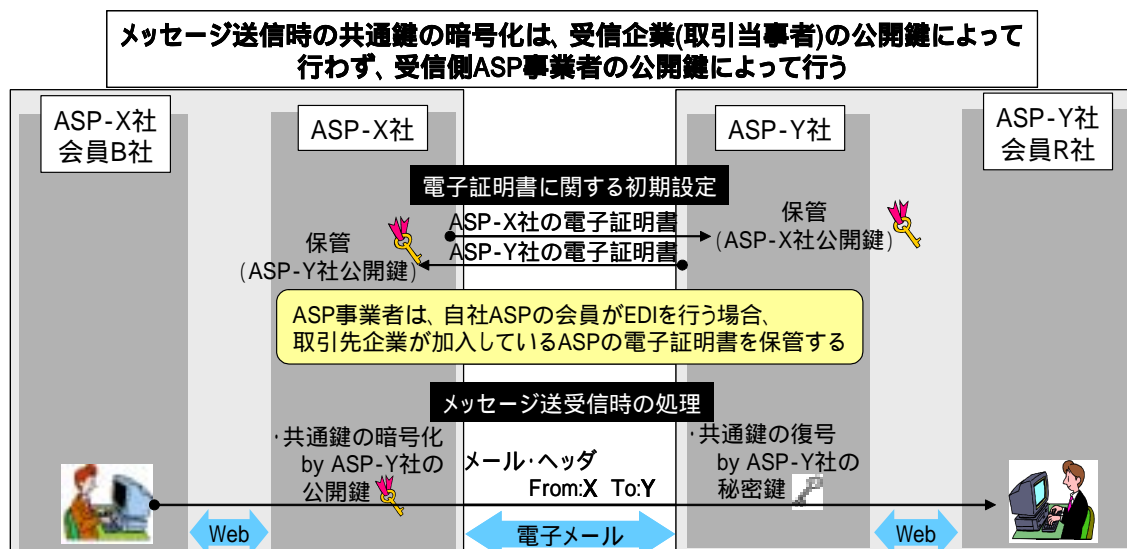


## 指針に関する解説

異なる ASP を利用する企業間での EDI を可能とする ASP 事業者の対応について

### (1) ASP のシステム設定について

ASP-X 会員 B 社と ASP-Y 会員 R 社の EDI は、ASP 事業者が ASP と ASP 間の取引データのやり取りをどのような方式にて行えば実現可能となるか、以下に解説する。



送受信に使用するメールアドレスは、ASP事業者(ASP-X社、ASP-Y社)のメールアドレスを使用する。取引当事者(B社、R社)の電子証明書内情報のメールアドレスと実際の送受信に使用されるメールアドレスは異なる場合がある。

<p>・ASP-X社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) B社からのメッセージをASP-Y社の仲介によってR社に送信するため、ASP-Y社の公開鍵を使って共通鍵を暗号化する。</li> <li>2) メールアドレスの設定を「From:ASP-X」、「To:ASP-Y」としてASP-Y社へ送信する。</li> </ol>	<p>・ASP-Y社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受信した暗号化メールの共通鍵を自社の秘密鍵を使用して復号する。</li> <li>2) メッセージをR社に送信する。</li> </ol>
--	--

図5 メール・ヘッダ設定と暗号化に係る処理

ASP と ASP 間での電子証明書の取り扱いについて

ASP-X 社は自社 ASP 会員 B 社のメッセージを送信する場合、受信企業 R 社が加入する受信側 ASP-Y 社の公開鍵を使用してそのメッセージの共通鍵を暗号化する。

従って ASP 事業者は、自社 ASP の会員が取引先である他社 ASP の会員との EDI を行う場合、取引先が加入する ASP 事業者と公開鍵情報が記載されている電子証明書の交換を行う必要がある。

ASP と ASP 間での EDI を行う場合のメールアドレスの設定について本指針「3.(1) ASP と ASP 間で使用する通信プロトコル」のとおり、ASP 事業者は ASP 事業者間でデータのやり取りを行う場合、そのためのメールアドレスを準備する必要がある。

本指針における「3.(1) 異なる ASP の会員間の取引を仲介する ASP 事業者」について

図 6 のように取引当事者双方の企業が加入する ASP 事業者 (ASP-X、ASP-Y) 以外に ASP-Z などが仲介する取引経路での EDI については、本指針の対象外としている。



図 6 異なる ASP の会員間における取引経路

受信確認メッセージの署名者について

本指針「3.(1) 受信確認メッセージの取り扱い」の「b. 受信側の ASP 事業者は、自社の秘密鍵によって作成した電子署名を付けて受信確認メッセージを送信」の場合、受信側の ASP 事業者はメッセージがユーザエリアに到達した時点で受信確認メッセージを返信するようにする。

ASP 事業者が仲介する場合に設定するパラメータは、表 1 のとおりとなる。

表 1 ASP 間の受信確認メッセージにおけるパラメータ

ASP-Y 社が自社 ASP 会員 R 社の受信確認メッセージを B 社宛に送信する場合

データ項目	設定方法
[a]送信者コード	R 社の標準企業コード
[b]受信者コード	B 社の標準企業コード
[c]センターコード	ASP-Y 社の標準企業コード
[h]電子署名(+電子証明書)	R 社または ASP-Y 社の電子署名

送信側 ASP 事業者の標準企業コード

## (2) ASP 事業者間での取り決め推奨事項について

ASP と ASP 間でのデータ交換を行う場合において ASP 事業者は、自社 ASP 会員企業が CI-NET LiteS を利用した EDI を円滑に行えるよう相手となる ASP との間で、データ交換のために運営上必要となる事項 (例えば、取引に必要な企業情報、障害時の責任範囲、リカバリ手順等) について、あらかじめ調整し了解しておくことが推奨される。

## 1. 改訂履歴

平成 15 年 2 月 第 1 版公表

## 2. 引用標準等

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.3 (標準 BP)

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 (実装規約)

CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説

ASP 事業者のための CI-NET 対応に関する指針 第 3 版

～ 企業間の円滑なデータ交換の実現にむけて～

ASP と ASP 間におけるデータ交換および CI-NET LiteS 導入済み企業と複数の  
ASP との間におけるデータ交換について

本文書を利用する場合は、事前にご相談ください。

---

平成 15 年 2 月 第 1 版公表

**【禁無断転載】**

発行 財団法人 建設業振興基金  
建設産業情報化推進センター

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 4-2-12  
虎ノ門4丁目MTビル2号館  
tel.03-5473-4573 fax.03-5473-4580  
電子メール ci-net01@fcip.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>